

三木市マンション管理計画認定制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等の事務について、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び省令において使用する用語の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定基準 法第5条の4各号（同条第4号にあっては、マンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。）に掲げる基準をいう。

(2) センター 公益財団法人マンション管理センターをいう。

(3) 事前確認 センターによる管理計画の認定基準への適合状況の事前確認をいう。

(事前確認)

第3条 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、あらかじめセンターによる事前確認を受け、認定基準への適合を証する書類（以下「事前確認適合証」という。）の交付を受けなければならない。

(認定申請の添付書類)

第4条 省令第1条の2第1項により市長が必要と認める書類は、事前確認適合証の写しとする。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、認定申請、省令第1条の7の規定による管理計画の認定の更新の申請（以下「認定更新申請」という。）又は省令第1条の10の規定による管理計画の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）に係る管理計画が認定基準に適合しない場合は、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 認定申請、認定更新申請又は変更認定申請をした者は、法第5条の4

の認定、法第5条の6の規定による認定の更新又は法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、マンション管理計画の認定申請取り下げ書（様式第2号）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第7条 法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理状況について、市長が認定管理者等に報告を求める場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に基づく報告について（様式第3号）により行うものとする。

2 認定管理者等が前項の求めに応じて行う報告は、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（様式第4号）により行わなければならない。

（改善命令）

第8条 法第5条の9の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書（様式第5号）により行うものとする。

（管理を取りやめる旨の申出）

第9条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式第6号）の正本及び副本各1通に、省令第1条の6の規定による認定通知書（省令第1条の11の規定により管理計画の変更をしている場合は同条の規定による変更認定通知書）並びに認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類（同条に規定する管理計画の変更をしている場合は変更認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類）を添えて、市長に提出しなければならない。

（管理計画の認定の取消し）

第10条 法第5条の10第2項の規定による管理計画の認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

記 号 番 号

年 月 日

様

三木市長

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

次の申請にかかるマンション管理計画は、次の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に規定する基準に適合しないため、三木市マンション管理計画認定制度に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり認定しない旨通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 マンションの所在地
- 3 理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、三木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、三木市（代表者は三木市長）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起できなくなります。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

三木市長 様

認定管理者等 住所
氏名
電話番号

マンション管理計画を認定申請取り下げ書

マンション管理計画に係る下記の認定申請を取り下げたいので、三木市マンション管理計画認定制度に関する要綱第6条の規定により届け出ます。

記

1 取り下げる申請

申請年月日 年 月 日

申請書類の名称 _____

2 マンションの所在地

3 理由

様式第3号（第7条関係）

記 号 番 号
年 月 日

様

三木市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に基づく
報告について（依頼）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、次
のとおり管理の状況について報告を求めます。

記

1 報告を求めるマンション

- (1) 認定番号 第 号
- (2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)
- (3) マンションの所在地

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 提出期限及び報告先等

- (1) 提出期限 年 月 日
- (2) 報告先

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

三木市長 様

認定管理者等 住所
氏名
電話番号

管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書

年 月 日付け 第 号マンションの管理の適正化の推進
に関する法律第5条の8の規定により要求のあった管理計画認定マンションの
管理の状況について、次のとおり報告します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入ください。)
- 3 マンションの所在地
- 4 報告の内容

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 三木市から報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。
- 3 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

様式第5号（第8条関係）

記 号 番 号

年 月 日

様

三木市長

認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づき、次のとおり改善の措置を命じます。

記

1 改善の措置を命ずるマンション

- (1) 認定番号 第 号
- (2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)
- (3) 認定に係るマンションの所在地

2 改善の措置の内容

3 改善の期限

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、三木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、三木市（代表者は三木市長）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起できなくなります。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

三木市長 様

認定管理者等 住所
氏名
電話番号

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

次の認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、三木市マンション管理計画認定制度実施要綱第9条の規定により申し出ます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入ください。)
- 3 マンションの所在地
- 4 理由

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定通知書並びに認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類を添付してください。ただし、変更認定を受けた場合は、変更認定通知書並びに変更認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類も添付してください。

様式第7号（第10条関係）

記 号 番 号
年 月 日

様

三木市長

認定管理計画の認定取消通知書

次の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

- 1 認定コード 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)
- 3 認定に係るマンションの所在地
- 4 理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、三木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、三木市（代表者は三木市長）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起できなくなります。